

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：長崎市防災情報マップ)

長崎市防災情報マップによると、長崎南商工会（以下、「本会」という。）地区において、洪水浸水が想定されている区域はない。（令和2年8月現在）

※長崎市防災情報マップ：

<http://hzdmap.doboku.pref.nagasaki.jp/map/map/?mid=417&cid=1&gid=2>

(高潮災害：長崎市防災情報マップ)

長崎市防災情報マップによると、本会地区内に浸水が想定されている区域は存在しない。

(津波災害：長崎市防災情報マップ)

長崎市防災情報マップによると、地震発生により本会地区内の沿岸部全域において津波災害警戒区域に想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

長崎市ハザードマップによると、地区内の海岸地域や山間部など地滑りや土砂災害が生じる恐れがあるエリアとして急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流地域が多数点在している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地区によると、震度6以上の地震が今後30年間で0.0～2.0%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

これまで本会地区においては、大規模災害は発生していないものの、毎年、台風による被害が発生している。特に長崎県に甚大な被害を及ぼした平成3年の台風19号においては、本会地区内でも家屋の倒壊や電気・水道等インフラの寸断等多くの被害が発生した。今後も台風の大きさや進路によっては多大な被害が出ることも想定される。

(2) 商工業者の現状（令和2年4月1日現在）

・商工業者等数 759人

・小規模事業者数 544人

【内訳】

| 区分 | 建設業 | 製造業 | 卸・小売業 | 飲食・宿泊 | サービス業 | その他 |
|--------|------|------|-------|-------|-------|-----|
| 商工業者等数 | 121人 | 101人 | 168人 | 56人 | 233人 | 80人 |
| 小規模事業者 | 102人 | 63人 | 128人 | 54人 | 184人 | 13人 |

(3) これまでの取組

1) 長崎市（以下、「本市」という。）の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・危機管理マニュアルの策定
- ・防災備品を備蓄

II 課題

現状では、防災・減災に関する取り組みについて、実施が出来ていない。

また、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える本会経営指導員等職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを開催し、毎年5件ずつBCP策定事業者を増やしていく。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は商工会事業継続計画に相当する「長崎南商工会危機管理マニュアル」を作成している。

3) 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、BCP策定のためのセミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・本市と状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、本市と連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を本会と本市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、本会と本市は以下の間隔（目安）で被害情報等を共有する。

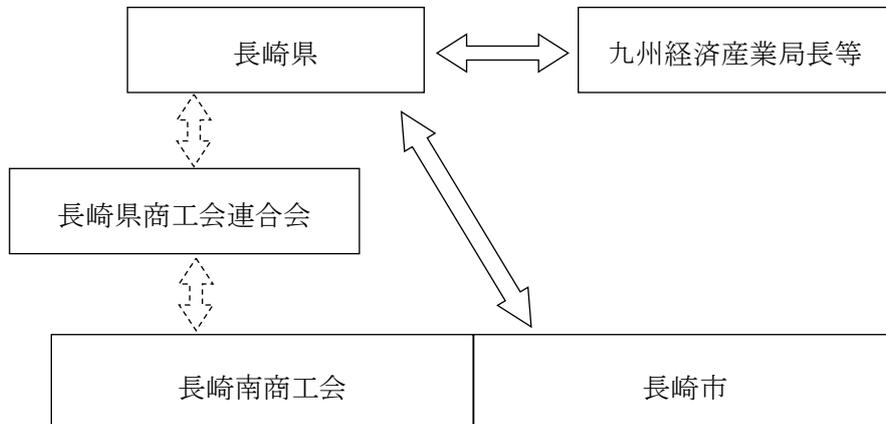
| | |
|-----------|--------------|
| 発災後 ～ 1週間 | 1日に2回程度共有する |
| ～ 4週間 | 2日に1回程度共有する |
| ～ 2ヶ月 | 3日に1回程度共有する |
| 2ヶ月以降 | 1週間に1回程度共有する |

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、本市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事

前に決める。

- 本会と本市は被害状況の確認方法や被害額（合計 建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 本会と本市が共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日付31産政第79号）にて、本市より県の商工担当部署へ報告する。
- 本会と本市が共有した情報は、長崎県商工会連合会へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、本市と相談する。（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

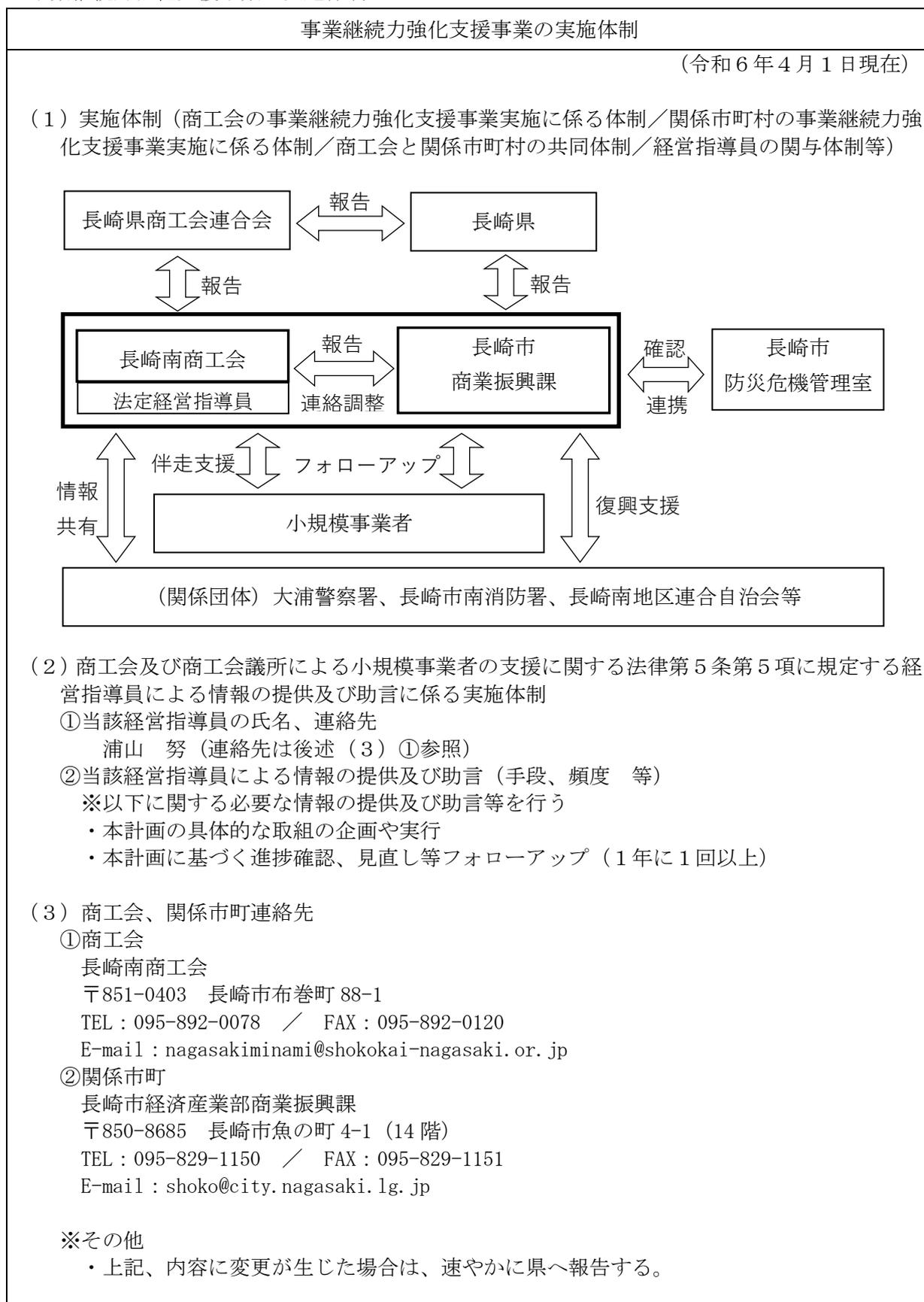
- 長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 100 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・ 専門家派遣費 | 40 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ 広報、周知 | 10 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ・ セミナー開催費 | 50 | 80 | 80 | 80 | 80 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-------------------|
| 会費・手数料収入、長崎県補助金 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|--|
| 該当なし |
| 連携して実施する事業の内容 |
| |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| |
| 連携体制図等 |
| |